

かほく市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、かほく市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の要件)

第2条 広告は、市の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動に関するもの
- (4) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として市長が適当でないとするもの

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告を掲載する優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 第1順位 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 第2順位 私企業のうち、市内に住所又は事業所を有するものの広告
- (3) 第3順位 前2号に該当しないものの広告

(広告掲載の条件等)

第4条 広告を掲載する条件は、次のとおりとする。

- (1) 広告の種類は、バナー広告とする。
- (2) 広告掲載位置は、かほく市ホームページのトップページで市が指定する位置とする。
- (3) 広告の規格は、次のとおりとする。

項目	規格
縦	50ピクセル
横	165ピクセル
容量	10キロバイト以内
画像形式	GIF形式

- (4) 広告の掲載料は、1枠あたり月額5,000円とする。
- (5) 広告の掲載期間は1月単位とし、掲載期間は1月以上12月以内とする。ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、広告掲載期間内に、広告主の責めに帰さない理由によりかほく市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告を掲載するにあたっては、利用者に適切な閲覧環境を提供するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) アニメーションにより画面の大部分の領域が切り替わるもの又は画面が点滅するものは、切り替え又は点滅の間隔を2秒以上確保すること。
- (2) 画面の切り替え表示を行う場合は、明度差が大きすぎないように十分配慮すること。
- (3) 文字色と背景色の明度差を十分に確保するとともに、文字背に画像や写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。

(広告の掲載募集)

第5条 広告の掲載募集は、広報かほく及びかほく市ホームページ等により行う。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、かほく市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 広告原稿
- (2) 広告掲載希望者を確認できる書類

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の申込書の提出を受けたときは、速やかに掲載の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定を行ったときは、かほく市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又はかほく市ホームページ広告非掲載決定通知書(様式第3号)により、その旨を広告掲載希望者に通知するものとする。

(審査機関)

第8条 広告の掲載可否について疑義が生じた場合、その内容を審査するため、かほく市ホームページ広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(組織)

第9条 審査委員会は、委員長及び委員6人をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部長、市民部長、産業建設部長、教育部長、企業局長及び消防長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 5 委員長が欠けたとき、又は事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審査委員会の会議は、市長より広告の掲載可否について意見を求められたとき、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させることができる。
- 4 審査委員会の庶務は、総務部企画情報課において処理する

(広告掲載料の納入)

第11条 広告を掲載する旨の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長の指定する期日までに、第4条に定める広告の掲載料を前納するものとする。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。
- 3 広告主は、掲載された広告が不適切な管理により市及び第三者へ損害を及ぼすことがないように努めなければならない。

(広告主の届出義務)

第13条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにかほく市ホームページ広告掲載内容変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げる場合
- (2) 広告を差換える場合
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更する場合
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生した場合

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、広告主又は広告の内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

- (2) 広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (3) 広告主、広告の内容又はリンク先のホームページの内容等が、この告示に違反するとき。

前3号に掲げるもののほか、広告としてふさわしくないと市長が認めるとき。

(掲載料金の還付)

第15条 広告の掲載料金は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなった場合は還付することができる。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料に利子は付さない。
- 3 市は、広告が掲載できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。
- 4 本条の規定による広告掲載料の返還を受けようとするものは、かほく市ホームページ 広告掲載料返還請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

かほく市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

かほく市長様

(広告掲載希望者)

事業所所在地

事業者名

代表者名

印

次のとおり、かほく市ホームページへの広告の掲載を申し込みます。

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 箇月） ※掲載期間は1箇月単位とする。
掲載希望枠数	枠
バナー広告の内容	
	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり（印刷物及びデータ）
リンク先アドレス	http://
業 種	
連 絡 先	担当者名
	電話番号
	F A X 番号
	e - m a i l
備 考	

※ 他の自治体のホームページに広告を掲載している場合は、備考欄に自治体名を記入してください。

かほく市ホームページ広告掲載内容変更届

年 月 日

かほく市長様

(広告主)
事業所所在地

事業者名

代表者名

印

下記のとおりかほく市ホームページに掲載の広告の内容変更を届け出ます。

記

- 広告の掲載を取り下げる場合
- 広告を差し替える場合
- リンク先ホームページに障害等が発生した場合
- ホームページ広告掲載申込書の記載内容に変更があった場合

<input type="checkbox"/> 掲載希望期間	年 月 日 から 年 月 日まで（ 箇月） ※掲載期間は1箇月単位とする。
<input type="checkbox"/> 掲載希望枠数	枠
<input type="checkbox"/> バナー広告の内容	
<input type="checkbox"/> リンク先アドレス	http://
<input type="checkbox"/> 業 種	
<input type="checkbox"/> 連 絡 先	担当者名
	電話番号
	FAX番号
	e-mail

※ 該当項目の□をチェックし、必要事項をご記入願います。

様式第5号（第15条関係）

かほく市ホームページ広告掲載料返還請求書

年 月 日

かほく市長様

(広告主)
事業所所在地

事業者名

代表者名

印

年 月 日付で決定を受けた、かほく市ホームページ広告掲載料の返還金として、
下記のとおり請求します。

金 _____ 円

口座振込先金融機関名
口座種別
口座番号
口座名

